

吹田市商工振興ビジョン2025 後期アクションプラン(案)

「吹田市商工振興ビジョン2025」(平成28年(2016年)3月策定)						
基本方針	施策	主要事業名	アクションプラン(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))			
			事業内容	事業実施の方向性	事業の成果を表す指標	各年度における目標値など
【基本方針Ⅰ】地域経済の新たな担い手の創出	【施策Ⅰ】創業の促進及び創業者の事業継続に対する支援	(1) 創業支援型事業所賃借料補助金	市内における新規創業の促進と創業者の事業継続支援を目的として、本市が地域経済の循環及び活性化に資する旨の認定を行った創業計画を実施する者を対象に、市内において新たに開設する事業所に係る賃借料の月額2分の1を補助する。 補助対象期間:12か月間 補助上限額:月額5万円	各年度、4件の新規認定を目標として創業を促進していくとともに、補助対象者に対しては、12か月間の補助対象期間終了後も継続的な状況把握と事業継続支援を行っていく。また、新規創業者の発掘及び補助対象者の事業継続に対するフォローについては、すいた経営革新支援センター(SaBiC)との連携を図る。	創業計画の新規認定件数 補助金交付事業者の廃業件数	創業計画の新規認定件数 4件 補助金交付事業者の廃業件数 0件
		(2) 起業家交流会	市内における新規創業の促進と創業者の事業継続支援を目的として、創業者及び創業予定者等による交流、学びの場を提供するための起業家交流会を、江坂地域と阪急吹田地域を会場として、1年度につき4回開催する。 起業家交流会の企画及び運営等については、市内創業者を中心に組織する吹田市起業家交流会実行委員会が担っている。	各年度、江坂地域と阪急吹田地域においてそれぞれ2回ずつ合計4回開催していく中で、各回おおむね40名の参加を目標とする。また、できるだけ多くの新規参加者を獲得するため、参加者の募集については市内全域に広く周知を行っていく。さらに、すいた経営革新支援センター(SaBiC)と連携して、創業予定の相談者等に起業家交流会の周知を図る。	起業家交流会参加者数	起業家交流会参加者数 延べ160名以上 (各回40名以上)
		(3) 創業・中小企業振興支援事業補助金	市内における創業の促進と中小企業者の振興を図ることを目的として、吹田商工会議所を対象に、創業塾や経営革新事業などの諸事業の実施に要した費用の2分の1を補助する。 補助上限額:300万円	補助の対象となる諸事業については、多くの市内事業者が参加、活用している実績があり、一定の効果が認められるため、引き続き現状の範囲内で補助金の交付を行うことにより、吹田商工会議所による継続的な事業実施を支援していく。	吹田商工会議所が実施する諸事業の実績が成果となるため、本アクションプランにおける成果指標の設定は行わない。	各年度、補助金を最大限活用することにより、吹田商工会議所において創業の促進や中小企業者の振興のための事業が活発に実施されるよう継続的に支援を行う。
		(4) 開業支援利子補給金	市内事業者の開業時の経営の安定を図ることを目的として、大阪府開業サポート資金又は日本政策金融公庫新創業融資の借入者を対象に、取扱金融機関に支払った利子のうち、最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子相当額を補給する(約定利率が年1%を超える場合は年1%として計算した額)。	平成25年度(2013年度)から実施している事業であるが、引き続き補給金の交付を行うことにより、大阪府開業サポート資金又は日本政策金融公庫新創業融資の借入者の利子負担の軽減を図ることで、市内事業者の開業時の経営の安定に資することが期待できる。	補給金交付件数	補給金交付件数 4件以上

吹田市商工振興ビジョン2025 後期アクションプラン(案)

「吹田市商工振興ビジョン2025」(平成28年(2016年)3月策定)						
基本方針	施策	主要事業名	アクションプラン(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))			
			事業内容	事業実施の方向性	事業の成果を表す指標	各年度における目標値など
【基本方針Ⅰ】地域経済の新たな担い手の創出	【施策Ⅰ】創業の促進及び創業者の事業継続に対する支援	(5) 商店街等魅力向上促進事業補助金	経営改善やまちづくりの視点から取り組む先導的な事業を実施する市内商業団体、大学、NPO等との連合組織を対象に、事業の実施に要した費用の4分の3を補助する。 補助上限額:200万円 また、商店街等の空き店舗を借り上げてチャレンジショップ等として活用する市内商業団体を対象に、改装工事や広告宣伝に要した費用の2分の1を補助する。 補助上限額:併せて300万円	先導的事业については、引き続き補助金を交付することにより魅力的なまちづくりを促進していく。空き店舗活用事業については、補助金の交付件数がこれまで毎年度1件から2件にとどまっているが、各年度4件以上の交付を目標として、商店街等における空き店舗の減少を目指すとともに、新しい業種を呼び込むことで魅力の向上が図られるよう支援を行っていく。	商店街等における空き店舗の減少数	4件以上
		(6) 商業相談	市内事業者の経営体質の強化や経営近代化の促進を図ることなどを目的として、市内事業者又は商業団体等を対象に、中小企業診断士の資格を持つ商業相談員による庁内相談(毎月第3木曜日)及び庁外相談(毎月第2及び第4木曜日)を実施する。	事業内容を広く周知することで、より多くの市内事業者や商業団体等に対する経営相談等を継続して行っていく。また、創業希望者などに対しては、事業計画の作成相談等を実施することで、市内における創業の促進と人材育成にも寄与するよう支援を行っていく。	相談を受けた者の数	延べ80件以上
		(7) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業	市内における新規創業の促進と創業者の事業継続支援を目的として、吹田市、吹田商工会議所及び日本政策金融公庫吹田支店が構築した「すいた創業支援ネットワーク」において、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を受け、3者が互いに連携して様々な創業支援事業を実施する。	各年度の創業支援対象者数の目標を496名、創業者数の目標を80名として、創業塾、女性創業塾、専門家派遣及び起業家セミナーをはじめとする各種創業支援事業を実施していく。なお、創業支援事業の計画期間は令和元年度(2019年度)から令和7年度(2025年度)までの7年度間である。	創業支援事業に基づく支援を受けた者の数 支援を受け創業した者の数	496名以上 80名以上

吹田市商工振興ビジョン2025 後期アクションプラン(案)

「吹田市商工振興ビジョン2025」(平成28年(2016年)3月策定)						
基本方針	施策	主要事業名	アクションプラン(令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))			
			事業内容	事業実施の方向性	事業の成果を表す指標	各年度における目標値など
【基本方針Ⅱ】地域に根付いた産業集積の維持及び拡大	【施策Ⅱ】地域経済の循環及び活性化に資する企業誘致の推進	(1) 企業立地促進奨励金	市内における産業集積の促進を目的として、「吹田市企業立地促進条例」に基づき、本市が指定する地域において、本市が指定する事業所の新設又は拡張を行った事業者を対象に、立地後に新たに課税される固定資産税の2分の1相当額の奨励金を交付する。 交付対象期間:5年度間 交付上限額:年額1億円	平成30年度(2018年度)の条例改正により、今まで以上に本市の事業所立地環境に対応した制度設計となった本制度を用いて、産業集積の促進を行っていく。また、事業者の市内定着を図るため、企業動向の情報収集に努め、事業所の拡張を行なう事業者等に当制度の活用を促す。市外の企業動向に係る情報収集、情報発信については、吹田商工会議所をはじめ大阪府や国等の外部支援機関との連携により取り組んでいく。	奨励金交付対象者認定件数 (奨励金の交付は翌年度以降)	5件以上
		(2) 地元雇用促進補助金	市内における雇用機会の拡大を目的として、本市が指定する事業所の新設又は拡張を行った事業者を対象に、新たに操業を開始した日から3年を経過した日において、新たに雇い入れた市民を1年以上継続して雇用している場合に、市民1人につき10万円(障がい者の場合は15万円)を補助する。 補助上限額:500万円	市内において事業所の新設又は拡張を行った事業者による、市民の新たな雇用を促進するための制度であり、引き続き補助対象となる事業者に対しては積極的な制度活用を促すことで、立地企業の市内定着と市内雇用の拡大を図っていく。	補助金交付対象事業者認定件数 (補助金の交付は3年経過後)	5件以上
		(3) 地元企業発注促進補助金	市内における企業間取引の拡大を目的として、本市が指定する事業所の新設又は拡張を行った事業者を対象に、新たに操業を開始した日から2年経過後の1年間において、市内企業1社に対して300万円を超える額を発注している場合に、取引先1社につき50万円を補助する。 補助上限額:500万円	市内において事業所の新設又は拡張を行った事業者による、市内企業との取引を促進するための制度であり、引き続き補助対象となる事業者に対しては積極的な制度活用を促すことで、立地企業の市内定着と市内取引の拡大を図っていく。	補助金交付対象事業者認定件数 (補助金の交付は3年経過後)	5件以上
		(4) 企業定着型環境配慮事業補助金	市内における企業の定着を目的として、市内に製造拠点等を有する事業者を対象に、周辺地域への騒音、振動又は悪臭を防止軽減するための設備の新規導入等に要した費用の2分の1を補助する。 補助上限額:500万円	市内における住工混在問題の解消を目的とした制度であるが、これまでの制度の活用実績は少なく、活用が図れていない。引き続き補助対象となる事業者に対する制度の周知及び活用促進を行い、各年度2件以上の制度活用を目標として製造拠点等の市内定着を支援していく。	補助金交付件数	2件以上
		(5) 地元企業等共同研究開発事業補助金	市内における企業間連携又は産学連携による研究開発の促進を目的として、本市の認定を受け、企業又は大学等との共同による研究開発事業を実施する市内企業又は企業団体を対象に、事業に要した費用の2分の1を補助する。 補助上限額:500万円	補助対象事業の募集については各年度1回のみであることから、企業間連携や産学連携を行う可能性のある市内事業者に対しては、事前の制度周知を徹底することで補助対象事業の応募を促し、各年度2件以上の新規認定を目標として、連携による新たな事業の創出を支援していく。	共同研究開発事業の新規認定件数	2件以上
		(6) 北大阪健康医療都市(健都)における市内企業の事業展開促進	健都では、健都イノベーションパークでの企業誘致を進めているほか、国立循環器病研究センターのオープンイノベーションセンター内でも多くの企業が共同研究を進めている。健都における産学連携の取組を進めるにあたり、市内企業が参画する仕組みづくりを進める。	吹田商工会議所と連携し、独自の技術やノウハウを有する市内企業の周知を図ることによって、国立循環器病研究センターに加え、国立健康・栄養研究所をはじめとする健都イノベーションパークにおける立地企業と市内企業の結びつきを強めていく。	国循等への市内企業紹介件数	2件以上

吹田市商工振興ビジョン2025 後期アクションプラン(案)

「吹田市商工振興ビジョン2025」(平成28年(2016年)3月策定)						
基本方針	施策	主要事業名	アクションプラン(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))			
			事業内容	事業実施の方向性	事業の成果を表す指標	各年度における目標値など
【基本方針Ⅲ】地域経済を支える中小企業者の育成	【施策Ⅲ】中小企業者の経営の安定、販路開拓及び人材育成に対する支援	(1) 企業情報収集・支援事業	行政による支援施策等の周知及び活用促進や、事業者の事業実態、課題及び行政に対する要望並びにニーズ把握等の情報収集を行うことを目的として、専任の企業情報収集員1名を配置し、中小企業者を中心とする市内企業を訪問し、企業代表者等との面談を行う。	各年度、訪問企業件数300件以上を目標として、製造業及び卸売業を中心に市内企業を幅広く訪問し、行政による支援施策を中心とした情報提供及び本市の中小企業支援施策の基礎となる市内企業の実態把握並びに情報収集に努めていく。	訪問企業件数	300件以上(うち新規訪問件数50件以上)
		(2) 知的財産権取得事業補助金	市内事業者の新技术又は新製品の開発による企業価値及び資質の向上を目的として、特許権又は実用新案権を取得した市内中小企業者を対象に、取得に要した費用の2分の1を補助する。 (特許権)補助上限額:20万円 (実用新案権)補助上限額:10万円	特許権又は実用新案権の取得に積極的な市内中小企業者への制度周知を重点的に行い、各年度6件以上の補助金交付を目標として、市内中小企業者による新技术又は新製品の開発を促進していく。	補助金交付件数	6件以上
		(3) 展示会等出展事業補助金	市内事業者の新技术又は新製品等の販路開拓支援を目的として、本市が指定する展示会又は見本市等に出展した市内中小企業者を対象に、出展に要した費用の2分の1を補助する。 補助上限額:20万円	出展事業計画の募集については各年度1回のみであることから、市内中小企業者に対する事前の制度周知を徹底し、各年度10件以上の補助金交付を目標とする。また、予算の範囲内での効果的かつ幅広い補助金交付に向けて、交付対象事業者の選定基準については継続的に改善を図っていく。	補助金交付件数	10件以上
		(4) 中小企業ホームページ作成事業補助金	市内事業者の情報発信及び販路開拓支援を目的として、本市に登録されている市内事業者に委託して新規にホームページの作成を行った市内中小企業者を対象に、委託に要した費用の2分の1を補助する。 補助上限額:5万円	各年度8件以上の補助金交付を目標として、市内中小企業者に対するより幅広い支援を行っていく。	補助金交付件数	8件以上
		(5) 中小企業セミナー	市内事業者の事業活動の活性化に必要となる様々な情報提供を行うとともに、事業者間の交流を促進することを目的として、市内中小企業者を対象に、様々なテーマによるセミナーを開催する。	社会経済動向や市内中小企業者の要望等に応じて、セミナーのテーマ及び講師の選定を行い、各年度6回程度開催していく中で、各回20名以上の参加を目標とする。	セミナー参加者数	延べ120名以上 (各回20名以上)
		(6) 中小企業資金融資事業	融資を通じた市内事業者の経営の安定を図ることを目的として、市内中小企業者を対象に、専任の融資相談員による各種融資制度のあっせん等を行うとともに、吹田市小企業者事業資金融資の借入者を対象とした信用保証料の補給(補給上限額2万円)や、当初12回分の約定返済に係る利子相当額の補給(約定利率が年2%を超える場合は年2%として計算した額)を行う。	市内中小企業者、特に小規模企業者の経営の安定を図るため、引き続き融資相談員による融資制度のあっせん等を行うとともに、吹田市小企業者事業資金融資の借入者を対象とした信用保証料の補給や利子の一部補給を行っていく。	吹田市小企業者事業資金融資実行件数	25件以上

吹田市商工振興ビジョン2025 後期アクションプラン(案)

「吹田市商工振興ビジョン2025」(平成28年(2016年)3月策定)						
基本方針	施策	主要事業名	アクションプラン(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))			
			事業内容	事業実施の方向性	事業の成果を表す指標	各年度における目標値など
【基本方針Ⅳ】地域に根付いた魅力ある商業地づくり	【施策Ⅳ】事業者等による組織活動及び商業地の活性化に対する支援	(1) 商工業団体事業活動促進補助金	市内事業者の組織活動の活性化や地域住民との交流の促進を目的として、調査、研修、催物又は媒体作成の事業を行った市内商工業団体を対象に、事業の実施に要した費用の2分の1を補助する。 補助上限額:20万円	市内商工業団体の調査研究、研修、イベントの開催、ホームページ開設などを支援することにより、団体の事業活動の活性化を促進するための制度であり、引き続き補助対象となる団体に対しては積極的な制度活用を促すことで、市内商工業の活性化を図っていく。	補助金交付件数	18件以上
		(2) 商店街等商業共同施設設置事業補助金	市民にとって安心安全で快適な商業地づくりを促進することを目的として、アーケード等の商業共同施設の設置や補修等の事業を行った市内商業団体を対象に、事業の実施に要した費用の30%(法人団体)又は15%(任意団体)を補助する。 補助上限額:500万円	平成26年度(2014年度)に、補助対象経費の下限額を一部撤廃するなど、制度内容の改正を行ったことで制度活用の増加につながっている。引き続き補助対象となる団体に対しては積極的な制度活用を促し、商業地における備品及び施設の設置や突発的な補修などにも迅速に対応していくことで、安心安全で快適な商業地づくりを支援していく。	補助金交付件数	2件以上
		(3) 商業活性化コンサルタント派遣事業補助金	市内商業者の組織活動の活性化を目的として、市内商業団体が運営改善や施設整備の検討など専門知識を必要とする場合に、吹田商工会議所を対象に、当該団体へのコンサルタントの派遣に要した費用を補助する。 派遣1回につき補助額5万円以内 派遣回数:24回以内 補助上限額:年額120万円	市内商業団体が運営改善や施設整備について検討する際に、専門家による指導や助言の活用を促進するための制度であり、コンサルタントの派遣対象となる団体に対しては、引き続き多様な問題に迅速に対応できるよう、吹田商工会議所との連携を図りながら支援を行っていく。	吹田商工会議所によるコンサルタント派遣件数	2件以上
		(4) 駅周辺活性化事業	市内各駅周辺地域における、商業者と地域住民等との協働による「活力あふれるにぎわいのあるまちづくり」の実現を目的として、地域の特性に応じた商業地づくりを行うための講演会の実施などによる啓発活動を行う。	JR吹田駅周辺においては、引き続きNPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会との協働により、地域課題を共有し、商業者を含めた地域住民等にとって安心安全で住み続けたいまちづくりに向けた取組を推進していく。他の地域については、協議会等の設置にこだわることなく、商業者等との意見交換や情報共有を図り、地域の特性に応じた商業地づくりを支援していく。	まちづくり講演会参加者数	40名以上

吹田市商工振興ビジョン2025 後期アクションプラン(案)

「吹田市商工振興ビジョン2025」(平成28年(2016年)3月策定)						
基本方針	施策	主要事業名	アクションプラン(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))			
			事業内容	事業実施の方向性	事業の成果を表す指標	各年度における目標値など
け【基本方針Ⅴ】 環境整備 地域における事業活動の活性化に向	び【施策Ⅴ】 行政による情報発信及び市民、事業者並	(1) 夏休み子ども体験学習講座	将来の市内産業を担う人材育成を行うことを目的として、市内在住の小学5年生児童を対象に、夏休み期間中の1日を活用して、講座や工場見学等を通じて市内産業の実態と産業振興の重要性を伝える。事業の実施については、特定非営利活動法人すいた環境学習協会に業務委託を行っている。	講座の開催は年度につき1回で参加児童の定員は24名となっており、各年度、参加できる児童数が限られている中で、引き続き大学教授や市内工場の協力を得ながら、将来の市内産業を担う人材育成につながるよう、より効果的な講座の開催に努めていく。	参加児童数	24名
		(2) 吹田産業フェア事業	市内事業者による製品等の展示販売や各種イベントを通じ、地元産業を紹介することを目的として毎年5月に開催される吹田産業フェアについて、主催者である吹田産業フェア推進協議会を対象に、開催に要した費用のおおむね2分の1を補助するとともに、大阪府による「大阪ものづくり優良企業賞」や「なにわの名工」などの表彰を受けた市内事業者を対象に、本市による表彰を行う。	吹田産業フェアは、市内事業所が一堂に会し地元産業を多くの来場者に紹介する場として定着したイベントであることから、引き続き、主催者に対しては補助金による支援を行うとともに、優れた技能や高度な技術等を有する優良な市内事業者及び従業員に対しては本市からの表彰を行っていく。	吹田産業フェア出展事業所数 吹田産業フェア来場者数	90事業所以上 5万人以上
		(3) 情報発信事業	行政による産業振興施策等の情報発信を行うことを目的として、市内商工業者を対象に、補助金制度、融資制度又は催物等についての情報を定期的に広く紹介するための商工ニュースの発行(年4回)、本市及び吹田商工会議所等が実施する様々な商工振興施策を広く紹介するための商工施策ガイドブックの発行(隔年)、FAXによる商業情報の提供(月1回以上)を行う。	引き続き、市内商工業者に対して、本市の施策や市内事業者による独自の活性化方策などについての幅広い情報発信及び情報共有を図っていくとともに、施策の積極的な活用を呼びかけることで、補助金の活用などによる市内商工業の活性化を促進していく。	FAX商業情報提供回数	30回以上